

京都市火災予防条例の一部を改正する条例（令和元年6月11日京都市条例第13号）
（消防局予防部市民安全課）

関係法令等の改正のため、次のとおり京都市火災予防条例の一部を改正することとしました。

- 1 工業標準化法の一部改正に伴い、規定を整備します。
- 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（平成31年総務省令第11号）の施行により、住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備を設置しないことができる場合に、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置した場合が加えられることに伴い、住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準を整備します。
- 3 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第50号）の施行により高圧ガス保安法の一部が改正され、同法に基づく高圧ガスの製造の許可等に関する権限が京都府知事から市長に移譲されたことを踏まえ、当該権限に基づき把握する内容と重複する内容について、条例の規定に基づく届出を要しないこととします。
- 4 その他規定を整備します。

この条例は、令和元年6月11日から施行することとしました。ただし、1の措置は、令和元年7月1日から施行することとしました。

京都市火災予防条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年6月11日

京都市長 門川 大作

京都市条例第13号

京都市火災予防条例の一部を改正する条例

京都市火災予防条例の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格（産業標準化法第20条第1項に規定する日本産業規格をいう。）」に改める。

第30条の2第2項第6号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 前項第1号アからカまでに掲げる住宅の部分に、特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（以下「特定小規模施設省令」という。）第3条第2項及び第3項に規定する技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により、特定小規模施設用自動火災報知設備（特定小規模施設省令第2条第2号に規定する特定小規模施設用自動火災報知設備をいう。）を設置したとき。

第59条中「、圧縮ガス、液化ガス」を削り、「生ずる」を「生じる」に、「消防長の」を「消防長が」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条第1項の改正規定は、令和元年7月1日から施行する。

(消防局予防部市民安全課)